

# **国立特別支援教育総合研究所及び 教員研修センターについて**

**平成25年11月18日  
文部科学省初等中等教育局**

# 国立特別支援教育総合研究所及び教員研修センターについて

## 国立特別支援教育総合研究所

- ・目的: 特別支援教育の振興
- ・業務: 特別支援教育に関するナショナルセンターとして、国の政策課題等に対応した研究活動等
- ・所在地: 神奈川県横須賀市

## 教員研修センター

- ・目的: 教職員の資質向上
- ・業務: 教職員の資質向上のナショナルセンターとして、各地域で中核的な役割を担う教職員の研修等
- ・所在地: 茨城県つくば市

### 統合した場合の問題点

#### (ミッション等の違い)

- 法人のミッションが異なり、事業内容の重なりがなく、関係団体等のネットワークも異なるため、統合による相乗効果の期待なし。

#### 国立特別支援教育総合研究所

特別支援教育の専門家である研究職員が、国の政策課題に対応した研究活動（インクルーシブ教育システムや教材等に関するデータベース作成、発達障害調査研究等）などを中心に実施。

#### 教員研修センター

教育再生の中核となる教員を育成するため、いじめ・不登校や道徳教育など喫緊の課題や学校経営をめぐる今日的な課題に関する研修の充実、新たな研修機能の強化などを行い、教員の資質向上全般を図るためのナショナルセンターの役割を担う。

#### (統合による機能低下)

- 意思決定の迅速性の低下、対象分野の拡大による専門性の低下が懸念。
- 研究機関である特総研が研修機関と統合することにより、研修重視の運営となり、特別支援教育についての研究機能が低下するおそれ。

#### (所在地による制約)

- 両法人の所在地が離れており、現実問題として施設の共用や間接部門の大幅な効率化は困難。なお、特総研は隣接する久里浜特別支援学校との連携により研究活動等を実施。

#### (統合理念が不明確)

- 両法人のミッションを果たすためにはそれぞれ独立した法人とすることが効果的。  
上記問題がある中での統合は、理念が不明瞭であり数合わせとの批判のおそれ。

※ 両法人の統合については、障害者関係団体からも、特別支援教育の後退につながるおそれありとして反対の意見。

### 今後の方針

- 上記問題を踏まえれば統合は困難。また、教員研修センターの国移管についても国の定員増や行政改革推進の観点など課題があり慎重な検討が必要。
- 法人本来のミッションに留意した上で、両法人間の連携や、近隣の施設等との連携等による更なる効率化を推進。

## ◎沿革

- ・昭和46年10月 国立特殊教育総合研究所 発足
- ・平成13年 4月 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 発足
- ・平成18年 4月 非特定独立行政法人化
- ・平成19年 4月 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に名称変更
- ・第1期見直し 平成13～17年
- ・第2期見直し 平成18～22年

← 中期目標期間終了時の事務・事業の見直し ←

国（国立特別支援教育総合研究所）として真に実施すべき事業に特化・重点化

## 【見直しの具体例】

	第1期当初(H13)	第2期当初(H18)	第3期当初(H23)
予算総額	20億円	13億円	11億円
常勤職員数	83人	77人	67人

効率化を図り  
実現

独立行政法人制度の趣旨・目的

### 【従来の国の機関の問題点】

- ・弾力的な財務運営が困難（年度単位の予算統制）
- ・柔軟な人事管理に限界（国家公務員法等の統制）
- ・効率化・サービス向上のインセンティブが働きにくい

法人化することにより、  
効率的、効果的な運営

◎予算 平成25年度予算 883百万円（前年度 989百万円）

◎役職員 役員4人（うち非常勤2人） 職員62人（うち研究職38人）

## ◎主要事業

1. 特別支援教育のナショナルセンターとして次の研究を組織的かつ戦略的に実施
  - ①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
  - ②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際研究
2. 研修：地方公共団体等において指導的立場に立つ教職員等を対象に研修を実施
3. 教育相談：各都道府県等における教育相談機能の質的向上の支援
4. 情報普及：研究成果の普及促進、特別支援教育に関する国内外の情報を収集・提供

## ◎国立特別支援教育総合研究所の特長

- ・ 特別支援教育の専門家である理事長のリーダーシップの下、国の突発的な要請に対応するなど、独立行政法人制度のメリットを生かし、機動的な業務運営を行っている。
- ・ 特別支援教育総合研究所は研究活動が核であり、研究職員が講師を務めるなど研修事業、教育相談支援等の活動を、相互に有機的に関連させ一体となってそれぞれの成果を生かしながら展開している。
- ・ 営利を目的とする民間や自主性・自立性が尊重される大学等では実施困難な政策的な研究を文部科学省と連携して実施している。
- ・ 特別支援教育総合研究所は隣接の久里浜特別支援学校と連携し実践的な研修をしており、他にこのような研修を実施しているところはない。
- ・ 日本における特別支援教育の取組に対して、アジアをはじめ諸外国からの関心も高く、海外から多くの関係者が訪れている。（H24訪問者112人）
- ・ 障害者権利条約批准に向け、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の制定、インクルーシブ教育システムの構築の推進等、我が国の特別支援教育が大きく動き、政策ニーズが高まっている中で我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとしての果たす役割・責任・期待は大きい。

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の活動

国の政策的課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究活動を核として、各都道府県の指導者養成研修、教育相談機能を高めるための支援、特別支援教育に関する情報普及等を全職員が参画して一体的に推進し、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現を目指す。

連携

学校長会、保護者団体等

例えば、全国特別支援学校校長会や全国特別支援学級設置学校長協会との共同調査の実施等

## 研究

特別支援教育のナショナルセンターとして以下の研究を組織的かつ戦略的に実施

- ①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究
- ②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的研究

共同研究・連携

大学、研究機関

例えば、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携等

## 研修

都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に研修を実施

- ・特別支援教育専門研修（約2ヶ月間）
- ・政策課題等研究協議型研修（2日間）

## 教育相談

都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施（国外在住の保護者からの相談等）

## 情報普及

研究成果の普及促進等

特別支援教育に関する情報の収集・提供や理解啓発活動

発達障害教育情報センターからの情報発信等

インクルーシブ教育システム構築に関するデータベースの作成

成果の還元

成果の還元

成果の還元

意見・要望

地方公共団体等の学校現場、教育委員会、特別支援教育センター等

中期目標の指示  
事業評価

事業報告  
研究成果の提供

文部科学省

成果の還元  
連携協力

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で推進している主な取組

## 障害者権利条約への対応として

### ■ インクルーシブ教育システム構築支援データベースに関する研究

喫緊の課題であるインクルーシブ教育システム構築のため、先導的な取り組みについて、課題の把握や研究を行い、我が国唯一のデータベースを構築することにより、学校現場等で、その効果的な実践事例の普及促進を図る。

目指すもの

**障害のある者と障害のない者が可能な限り共に教育を受けられるようにすることを実現**

※ 障害者差別解消法の制定(H25.6.19)により義務付けられた「合理的配慮の不提供の禁止」の具体的な対応において、合理的配慮の好事例等のデータベースは必要不可欠。

## 発達障害のある児童生徒への対応として

### ■ 発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査研究

文部科学省調査結果(※)を受け、発達障害の可能性のある児童生徒の困難の状況や受けている支援の状況についてフォローアップ調査・分析を実施し、その指導方法等を研究する。

※ 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(H24.12公表)

目指すもの

**発達障害のある児童生徒への適切な指導及び必要な支援の実現**

## 障害のある児童生徒の教材、支援機器の活用促進として

### ■ 支援機器等教材普及促進に関する研究（ポータルサイトの構築と活用）

障害のある児童生徒等のためのICTを活用した教材や支援機器等に関する情報の収集や、これらを活用した指導方法、活用事例等について研究し、全国レベルのポータルサイトを構築することにより学校現場等での活用を促進する。

目指すもの

**情報の集約により、個々の障害に応じた教材・支援機器等の選択が容易になり、障害のある児童生徒等の自立・社会参加の加速化を図る**

# 独立行政法人「教員研修センター」について

学校教育の機会均等の保障と教育水準の維持等のため、  
国と自治体とが、それぞれ適切な研修を行うことにより、教員の資質能力を向上

**国**＝教育政策上、真に必要な研修を厳選し、自治体の行う研修の指導者や地域の中核指導者を養成

●**地域の中核リーダー養成** ⇒ 学校組織マネジメント、リスクマネジメント、教育法規に基づく適切な  
[中央研修等]  
(H25'受講定員:1,730人) 学校運営と特色ある教育活動を推進できる総合的な経営力を備えた中核  
リーダーとなる学校管理職等(校長、副教頭、教頭等)を養成

●**喫緊課題の指導者養成** ⇒ いじめ・不登校・非行等の生徒指導、東日本大震災を踏まえた防災教育など、  
(H25'受講定員:5,860人) 喫緊の重要課題研修の講師等となる指導者を養成

実施

■ 国(文部科学省)の教育政策上、真に必要な研修を一元的・集中的に、

**独立行政法人「教員研修センター」**において実施

指導者  
養成

**自治体**＝教育センター等において、全教員(約93万人)に対する研修等を実施

自治体の研修  
実施権者=109  
47都道府県  
20指定都市  
42中核市

- 「**初任者研修**」、「**10年経験者研修**」など全教員を対象とした**法定研修**を実施
- センターの研修受講者が講師等となり、地域の実情等に応じた喫緊の重要課題研修**を実施
- 校内研修、地域の教科別授業研究会などの多様な研修機会を確保**

# 教員研修センターの事業

(目的) [独立行政法人教員研修センター法第3条]  
校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。

(業務内容) [独立行政法人教員研修センター法第10条]

校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと

教員研修センター

教育委員会等への研修に関する指導、助言及び援助を行うこと

- ・教材の作成・提供
- ・インターネットを活用した研修情報の発信
- ・教員研修モデルカリキュラムの開発・提供
- ・講師情報の提供
- ・研修講師として職員の派遣
- ・全国教育(研修)センター等協議会の開催など

文部科学省

密接な連携

研修の実施

- ・研修指導者の育成
- ・各地域の中核リーダーの育成

受講者の推薦

研修のニーズ

自治体  
(教育委員会・教育センター等)

研修受講者は、各地域の研修の指導者や中核リーダーとして活動  
＜研修成果の活用＞

研修の企画・立案・運営

研修講師としての活動等

学校や地域のリーダーとして実践

全ての教員へ研修内容を伝達

# 独立行政法人「教員研修センター」の概要

## ◎沿革

平成13年4月 教員研修センター  
設立 ←

・ 国(文部科学省)が実施してきた研修等を一元的・集中的に実施するため、業務及び予算・定員(28人)等に移管

第1期見直し 平成13～15年

第2期見直し 平成16～18年

第3期見直し 平成19～22年

中期目標期間終了時の  
事務・事業の見直し ←

・ 国(教員研修センター)として真に実施すべき事業に特化・重点化

独法整理合理化計画 平成19年

国として真に実施すべき  
研修に絶えず見直し ←

・ 施設の管理・運營業務の民間委託

見直しの具体例	第1期当初(H13)	第2期当初(H16)	第3期当初(H19)	第4期当初(H23)
経費の削減(予算額)	27億円	23億円	17億円	13億円
研修の精選・見直し	49研修	33研修	24研修	21研修
人員の削減(職員数)	53人	51人	49人	41人

※研修の内容・方法等や事務・事業の効率化について、不断の見直しを図っている。

## ◎設置根拠

独立行政法人教員研修センター法(平成12年法律第88号)

## ◎所在地

つくば本部：茨城県つくば市立原3番地(土地67,559㎡、建物19,440㎡、宿泊施設300室)

東京事務所：東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号学術総合センター11階(建物153㎡)

## ◎予算

平成25年度予算 1,284百万円(前年度 1,322百万円)

(1) 教員研修センター運営費交付金 985百万円(前年度 1,025百万円)

(2) 教員研修センター施設整備費補助金 155百万円(前年度 155百万円)

(3) 自己収入 143百万円(前年度 142百万円)

## ◎役職員

(平成25年  
4月現在)

役員4人(うち非常勤2人)、職員42人(プロパー:14、出向:文科省10、国立大学等8、教委10)

理事長(定数1人・任期4年) 高岡 信也

理事(定数1人・任期2年) 湊屋 治夫

監事(定数2人・任期2年) 藤井 齊亮(非常勤)、折茂 民男(非常勤)



# 教員研修センターの機能強化について

- 教育再生の真に中核となる教員を育成するため、現在行っている研修機能を強化する。特に、**教育長に対する研修を新たに実施**すると共に、**主幹教諭、指導教諭、指導主事を対象とする研修を強化**する。また、いじめ防止対応、道徳教育等、**教育再生を担う現代的教育課題に関する研修内容の高度化**等を図る。
- 研修機能を強化するため、教員研修を中核とした調査研究機能を強化し、**教員の養成・採用・研修の融合に向けた取組を推進**する。

